

No.	17	事務事業評価票						平成27年度	
事務事業名		生活福祉資金貸付事業				担当部署		福祉サービス課	
計画体系		方向性	3 自分らしく安心して暮らせるまちをつくりましょう			計画の柱	(2) 生活福祉資金の貸付等		
根拠法令・条例及び要綱		生活福祉資金貸付規程（東社協・平成2年） 平成2年に名称を世帯更生資金→生活福祉資金へ変更				区事業開始年度		年度	
						社協事業開始年度		昭和 30 年度	
業務委託の状況		委託していない	福祉NPO等との協働の可能性	無	事業種別	東社協受託事業	社協の判断で廃止可能か	否	

【対象、対象数・量及び増減傾向】											
【対象】		低所得・障がい者・高齢者・離職者世帯									
【対象数】		451,612人・世帯数 220,358世帯（平成27年6月1日現在）の50%程度に可能性あり。									
【量及び増減傾向】		リーマンショックによる大量離職の発生を受けて21年10月に制度改正され総合支援資金が創設された。 その後、特に総合支援と緊急小口貸付について、相談件数・貸付件数ともに激増したが、現在はその2つについての貸付件数は落ち着いた。夏場は生活保護世帯向けのエアコン設置費等の生活必需品の貸付が伸びている。									
総合（23年度：89件 24年度：34件 25年度：9件 26年度：1件）※21年10月、離職資金に代わり創設											
生福・緊急小口・不動産（22年度：224件 23年度：142件 24年度：87件 25年度：101件 26年度：131件）											
【意図】（対象をどのようにしたいのか）※箇条書き											
必要な資金の貸付と相談支援により、世帯の自立および生活の安定を図る。											
【手段】（事業の概要）											
【内容】低所得・障がい者・高齢者・離職者等世帯の自立と安定を図るための貸付・相談事業 厚労省通知に基づき、東社協から受託し実施している。債権者は東京都社会福祉協議会。											
【種類】福祉資金（緊急小口資金を含む）・教育支援資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金・臨時特例つなぎ資金											
【条件】資金により異なる（収入基準、借入が必要な事情など）。原則として連帯保証人が必要だが、有利子とすることで連帯保証人なしでも貸付可。緊急小口資金は連帯保証人不要。一部資金を除き民生委員との面接が必要。											
【貸付限度額】資金により異なる。利子は、連帯保証人有：無利子、無：年1.5%。教育・緊急小口は無利子。											
【手続き】相談の中で申込条件を満たすかどうか確認の上、申請書類をそろえて東社協に申込→東社協で審査・決定→借用書作成→送金→償還→償還完了。福祉（緊急小口除く）・教育資金では、申込から償還完了の過程で民生委員による相談援助活動あり。											
【償還】据置期間（資金により異なる。2カ月～6カ月）経過後、最長20年以内で償還。月賦償還で、毎月月末までに口座引き落としまたは払込票による入金。債務者・担当民生委員あてに、年4回償還残額のお知らせを送付。											
【延滞利子】償還期限後は、未償還額に対し年10.75%の延滞利子が発生。											
【督促】年2回～毎月。督促状（郵便）・電話による。段階に応じて東社協会長名督促、弁護士名督促など。											
【目標値】（理想・計画上の目標の説明及び算出式）											
①新規相談件数											
②貸付件数											
※本事業については、「理想」や「計画」が想定しにくいため、過去3年間の実績の平均値とした。											
目標値・単位		25 年度		26 年度		27 年度		上半期/下半期		最終見込・年度	
		理想	計画	理想	計画	理想	計画	理想	計画	理想	計画
① 新規相談件数		913	913	829	829	419	419	419	419	720	720
② 貸付件数		324	324	167	167	66	66	66	66	186	186
										28	28

【達成状況】（目標達成に向けた取り組み、課題等）											
①貸付決定件数 ※27年度結果（上半期）は6月末までの概算 臨時特例つなぎ資金を含む											
②貸付後、償還事務が発生する。資金により償還期間は異なるが、総合支援資金では最長20年であり、債権管理の期間が長い。更にその事務も、滞納等があれば更に累積して増加していく。このため適切に債権管理を実施するには職員の体制の充実が必要と考えられるが、現状の委託費の枠組みでは困難である。											
達成状況・単位		25 年度		26 年度		27 年度		上半期/下半期		最終目標・年度	
		結果	結果	結果	結果	結果	目標	年度			
① 新規相談件数		780	914	198					847	28	

②貸付件数	110	132	20		121	28
-------	-----	-----	----	--	-----	----

事務事業名

生活福祉資金貸付事業

(単位：円)

【投入量】		25 年度	26 年度	27 年度
(A) 総コスト (a+b)		14,818,769	14,915,943	15,559,000
総コスト増減の主な理由				
事業費 (a)		3,498,795	3,524,436	3,870,000
事業費 内訳	業務委託費	1,319,795	1,316,605	1,417,000
	通信運搬費	727,000	659,940	752,000
	手数料	1,098,000	1,095,000	1,098,000
	旅費交通費	177,160	143,842	171,000
	消耗品費 等	176,840	309,049	432,000
	固定資産等取得	0	0	0
事業費 的人件費	常勤職員 (円)			
	(人)			
	非常勤職員 (円)	0	0	0
	(人)			
	臨時職員 (円)			
	(人)			
人件費 (b)		11,319,974	11,391,507	11,689,000
正規職員	(円)	6,738,614	6,168,959	6,160,000
	(人)	1.00	1.00	1.00
非常勤職員	(円)	3,950,400	4,595,988	4,829,000
	(人)	2.00	2.00	2.00
臨時職員	(円)	630,960	626,560	700,000
	(人)	0.58	0.58	0.58
一般財源		19,769	119,943	1,060,000
利用者負担		0	0	0
その他特定財源	金額欄	14,799,000	14,796,000	14,499,000
	説明欄	東京都社会福祉協議会受託金	東京都社会福祉協議会受託金	東京都社会福祉協議会受託金
(B) 活動実績	新規貸付相談件数	780	914	847
単位あたりの社協単コスト (一般財源/B)		25	131	1,251
単位あたりのコスト (A/B)		18,998	16,319	18,370

【事務事業を取り巻く環境の変化と課題】

◎本事業は、低所得、障がい者、高齢者世帯及び離職者世帯に対し、経済的自立と生活の安定を図ることを目的としており、資金の貸付に対するニーズは高い。

近年の世界的な金融危機の影響により、厳しい雇用情勢が続き、平成21年10月に社会情勢を踏まえ大幅な制度改正が行われた。連帯保証人を不要とする等の要件緩和、離職者等を対象とした総合支援資金の創設により、相談・申込件数ともに激増していたが、23年度後半から相談・貸付件数とも落ち着いてきた。しかし、H26年度は相談件数については増加している。

●低所得世帯等に対する貸付なので滞納になるリスクが高い。実際、長期滞納者も多い。債権者である東社協と協力して、引き続きその回収と整理に取り組んでいく必要がある。

●貸付を希望して来所する方は、もともと家計費の把握や管理が上手に出来ていない世帯が多い。

●総合支援資金では、貸付支援により貸付期間内に再就職出来た借受人は3割程度である。

●平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行された。これに伴い、東社協から緊急小口資金・総合支援資金の貸付の際は自立支援事業の利用が要件とされた。一方、生活困窮者自立支援法に関して自立支援窓口との連携方法は未確定の部分が多いため、当面、区の自立支援窓口への紹介及び該当窓口での相談の有無の確認をしてから、生活福祉資金の相談を受けることとする。

【事務事業の評価】事務局評価

事務事業名

生活福祉資金貸付事業

1 社協が事業主体となって実施するのが適切か。

はい

【判断理由】

東京都社会福祉協議会からの受託事業であること、また、地域に根ざした福祉活動を担っている民生委員との連携の下で実施している事業であり、民生委員と関係が深い社協が実施すべき事業である。また、銀行等の金融機関からの借入が困難な世帯への貸付事業で、生活福祉資金制度要綱において社会福祉協議会が実施主体となる事業とされていることから、社協が実施主体となることは適切である

2 地域福祉の向上に貢献しているか。

ある

【判断理由】

生活福祉資金の貸付は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯及び離職者世帯の生活の安定や自立の一助となっており、この貸付制度を通して、地域福祉の向上に貢献している。

3 より効果を上げる余地があるか。

いいえ

【判断理由】

法的(生活福祉資金貸付規程)に規定された事業であり、改善の余地は少ない。

4 コストを下げる余地があるか。

いいえ

【判断理由】

受託事業として申請受付事務処理を所定の方法で行う必要があり、コストを下げる余地はない。

総合評価

継続

【判断理由】

本事業は、生活に困窮する世帯の生活の安定を支援する地域福祉サービスとして不可欠であり、引き続き実施していく。なお、本事業は民生委員の協力が不可欠な事業であり、今後とも、制度改正などの節目はもとより、様々な機会をとらえて、民生委員に生活福祉資金貸付事業について説明をする機会を設けていく。**また、区の自立支援窓口との連携を強化する。**

● 今後の取組み

事務事業名		生活福祉資金貸付事業
実施年度	28年度	【取組みの方向性】
【具体的取組内容】		継続
東京都社会福祉協議会からの受託事業として、事業を継続していく。 適切な時期に社協だより等を活用し制度の周知を図っていく。 利用者に制度や申請方法を理解してもらう為の説明書等を作成し、相談時間を短縮するなど一層の事務の効率化を図っていく。		